

役員及び評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 紫水の郷（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき役員及び評議員等の報酬について定める。

(報酬)

第2条 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

2 役員及び評議員等が法人の業務等を行ったときは、報酬を支払う。ただし、費用弁償については支払わない。

報酬額は別表1のとおりとする。

別表1

理事長	月額	100,000円
理事・監事	1回	8,000円
評議員	1回	5,000円
評議員選任・解任委員	1回	8,000円
第三者委員	1回	5,000円

3 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(支給日)

第3条 役員及び評議員等の報酬は会議開催日に支払う。理事長の支給は、月の初めの会議開催日に支給する。

(改正)

第4条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行

平成30年 6月28日 一部改正

令和 6年 6月24日 一部改正